

所管課	子ども・福祉部生活福祉課														
施策の大綱	まちづくりの目標(章)			施策分野(節)			施 策								
	第2章 共生共感都市			03 地域福祉			03 推進体制を充実する								
事業：地域福祉援護事業										整理番号	0059				
目的	関係機関に制度の周知を実施														
目標	対象者への制度周知、支援体制推進														
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		1,269		コスト情報・評価	総コスト(千円)		3,938		総合評価	B	妥当性	A		
	財源内訳	一般財源		103		内訳	事業費		1,269			効率性	A		
		国府支出金		1,166			人件費		2,669			有効性	B		
		地方債		0			公債費		0		地域福祉推進体制の充実に貢献している。				
		その他特定財源		0			一人あたり(円)		35						
							世帯あたり(円)		83						
貢献度		施策に対する事業貢献度		A		根拠		地域福祉推進体制の充実に貢献している。							
今後の方向性	引続き地域福祉を推進するための制度、活動等の充実を図っていく。														

事業優先順位	3 細事業：成年後見制度利用支援事業										整理番号	02	
目的	認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者など判断能力が不十分な者の権利を擁護し、福祉の向上を図る。												
目標	成年後見制度の周知及び利用促進を図る。また、市民後見人の養成等、体制づくりを進める。市民後見人の養成の継続及びバンク登録、スキル維持の支援。												
事業実施主体	直営	事業開始年度	平成13年度以前	根拠法令	老人福祉法								
事業費・財源			平成25年度	平成24年度	比較	コスト情報・従事職員数			平成25年度	平成24年度	比較		
	事業費(決算額)(千円)		843	426	417		内訳	総コスト(千円)		2,139	1,775	364	
	財源内訳	一般財源		66	24			42	事業費		843	426	417
		国府支出金		777	402			375	人件費		1,296	1,349	-53
		地方債		0	0			0	公債費		0	0	0
		その他特定財源		0	0			0	一人あたり(円)		19	16	3
				0				世帯あたり(円)		45	38	7	
			0				参考	職員数(人)		0.17	0.17	0.00	
		0			再任用職員数(人)			0.00	0.00	0.00			
今後の方向性	関係者に講座の周知、受講促進を図る。行政担当として、参加要請される事務等について、参加できるよう進める。												
評価	妥当性	効率性	有効性	対象者	判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障がい者、知的障がい者								
	A	A	B										

## 事業：地域福祉援護事業

人口の減少傾向と全国や大阪府の水準を上回る少子高齢化の急速な進行、それに伴うひとり暮らしや夫婦のみ世帯の増加、要介護等認定者の増加など、支援を必要とする人が増加している中において、すべての市民が、住み慣れた地域で生涯にわたり心豊かに暮らすことができるよう、地域サービスや地域住民によるさまざまな支援のための基盤づくりや体制などの仕組みづくりを進めることが重要であり、支援を必要とする人もそうでない人も同じ社会の一員として認めあい、自分の意思でさまざまな社会活動に参加し、相互に助けあい、支えあう地域づくりが、地域福祉の取り組みと考えている。

このような地域福祉の取り組みの一部事業として、成年後見制度利用事業、福祉有償運送事業などを実施することで、地域福祉を推進するための活動や交流の場、関係団体等の充実を図った。

## 細事業：成年後見制度利用支援事業

### 1. 市長申立てによる成年後見審判請求

判断能力が不十分で、親族による成年後見審判※請求のできない方のために市長申立てが行える制度に対し、8件の利用があった。

#### ※ 成年後見審判

…認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分になった本人に代わり、家庭裁判所が選任した後見人等が財産管理や身上監護を行い、本人が安心して生活できるよう保護支援する制度。

### 2. 市民後見推進事業

認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域移行（自らが選択した地域で生活するために、必要なサービスや資源を利用し、安心した地域生活を送ることを確保すること）が進む中で、判断能力が不十分な方の生活を見守り、財産を管理する後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の必要性はより一層高まっている。

一方で、親族が本人の後見人等となっている割合について、少子高齢化や核家族化の影響などから年々減少している。このような背景から、親族以外の後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、法人等）に加え、新たな担い手として、地域で身近な関係を活かした支援を行う「市民後見人」の後見活動に期待が寄せられている。

判断能力が不十分となっても、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、市民後見人の活動をしてみたいと思われる方を養成し受任につなげるため、本事業を実施した。

専門職に代わって、市民目線で成年後見人を勤めていただける人材を養成するため、オリエンテーションから実務講習までを実施し、修了者を後見人バンクに登録した。